

長野県教育委員会『学び応援キャラクター「信州なび助」』
着ぐるみ貸出し及び使用規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、長野県教育委員会事務局教育政策課が管理する、長野県教育委員会『学び応援キャラクター「信州なび助」』着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出し及び使用について必要な事項を定めるものとする。

(申 請)

第 2 条 借受けを希望する場合は、「長野県教育委員会『学び応援キャラクター「信州なび助」』着ぐるみ借受申請書」（様式第 1 号）を長野県教育委員会事務局教育政策課長（以下「教育政策課長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸出しの承認)

第 3 条 教育政策課長は、前条に規定する申請書の提出があった場合、当該申請書の内容を審査し、その内容が長野県教育の振興に資すると認められるときは、次に掲げる各号のいずれにも該当しないことを条件として、着ぐるみの貸出しを承認する。なお、同日に複数の申請があった場合は抽選により着ぐるみを借り受ける者（以下「借受人」という。）を選定する。

(1) 長野県教育委員会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。

(2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。

(3) 法令及び公序良俗に反すると認められるとき、又は反するおそれがあるとき。

(4) 特定の個人、団体、企業、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(5) その他、教育政策課長が着ぐるみの使用について不相当と認めたとき。

2 教育政策課長は、着ぐるみの貸出しを承認するときは、「長野県教育委員会『学び応援キャラクター「信州なび助」』着ぐるみ貸出承認書」（様式第 2 号）を借受けを申請した者に交付する。

3 借受けの申請は、貸出日の 30 日前までとし、複数の申請があった場合は、抽選で借受人を決定する。なお、90 日前までに申請があった場合は、特定の事由に限り、教育政策課内で協議の上、予め借受人を決定することができる。

4 30 日前までに申請がない場合は、貸出日の 10 日前まで申請を受け付ける期間を延長するものとする。なお、延長した期間内に申請があった場合は、原則として先着順で借受人を決定する。

(貸出し等)

第 4 条 貸出しの承認を受けた者は、教育政策課が指定する場所、長野県庁（教育政策課）のいずれかに来庁して着ぐるみを借り受ける。

- 2 借受人は、原則として、借り受けた場所にて、職員の点検を受けて返却する。
- 3 着ぐるみの借受け及び返却時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
- 4 借受け及び返却に要する費用は、借受人が負担する。
- 5 貸出しは無料とする。
- 6 借受人は、着ぐるみ返却後、「長野県教育委員会『学び応援キャラクター「信州なび助」』着ぐるみ使用報告書」を教育政策課まで提出する。
- 7 貸出期間は、原則として 7 日以内とする。

（遵守事項）

第 5 条 借受人は、承認を受けた範囲で使用しなければならない。

- 2 借受人は、別記『学び応援キャラクター「信州なび助」』着ぐるみ使用上の注意」を遵守しなければならない。
- 3 借受人は、着ぐるみを第三者に転貸してはならない。
- 4 借受人が、着ぐるみを汚損又は紛失したときは、速やかに「長野県教育委員会『学び応援キャラクター「信州なび助」』着ぐるみ汚損（紛失）届」（様式第 3 号）を教育政策課長に提出しなければならない。
- 5 借受人が、着ぐるみを汚損又は紛失したときは、借受人の責任と負担により必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

（承認内容の変更）

第 6 条 第 3 条の規定に基づく承認を受けた者が、その承認内容の変更を希望するときは、あらかじめ「長野県教育委員会『学び応援キャラクター「信州なび助」』着ぐるみ貸出承認内容変更申請書」（様式第 4 号）を教育政策課長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認については、第 3 条の規定を準用する。

（承認の取消し）

第 7 条 教育政策課長は、借受人がこの規程に違反したときは、貸出しの承認を取り消すことができる。この場合において、長野県教育委員会は、当該承認の取消しによって生じた損害について責任を負わない。

- 2 前項の承認の取消しは、「長野県教育委員会『学び応援キャラクター「信州なび助」』着ぐるみ貸出承認取消通知書」（様式第 5 号）をもって行う。
- 3 第 2 項の規定により貸出しの承認を取り消された者は、前項の通知があった日以降、速やかに借り受けた着ぐるみを返却しなければならない。

（教育政策課の責任）

第 8 条 教育政策課は、着ぐるみの使用により生じた損害について一切の責任を負わない。

(補 則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの貸出事務及び使用方法について必要な事項は、教育政策課長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 10 月 19 日から施行する。